

徳島県告示第三百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和六年六月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称

三好南岸土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
監 事	元 木 実	元 木 実	三好郡東みよし町加茂四六八
同	川 原 阿比人	川 原 阿比人	二五六二―一
同	曾我部 亨	曾我部 亨	中庄一五四〇
同	加藤 忠良		六一六
同		金丸 吉伸	六六七